

## 不妊治療費助成事業に係る所得額の計算方法について

(この書面は、ご自分で所得要件を満たしているかどうかを確認されるための参考資料ですので、ご提出は不要です。)

### ■所得要件

夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得の合計額が730万円未満であること。（下記の所得額計算表により計算）

### ■申請時に必要な所得額の確認のための書類

市町村県民税課税証明書（控除額の記載のあるもの） ※源泉徴収票や確定申告書は不可

### ■所得額計算表

		夫	妻	
所得合計額 (A)	総収入金額から税法上の必要経費を差し引いた額 〔市町村県民税課税証明書の下記の欄の金額です。〕 水戸市・茨城町・大洗町の場合 → 「合計所得金額」欄の額 笠間市・小美玉市・城里町の場合 → 「所得金額の合計」欄の額 ※長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除があり、租税特別措置法に定められた特別控除に該当した場合、当該額を控除できる。 ※株式の譲渡による所得は、損失を含め、所得額に算入しない。	円	円	
控除額 (注1)	一律控除	8万円 80,000円	円 80,000円	
	雑損控除を受けている場合	「雑損控除」の額	円	
	医療費控除を受けている場合	「医療費控除」の額	円	
	小規模企業共済等掛金控除を受けている場合	「小規模企業共済等掛金控除」の額	円	
	障害者控除を受けている場合	障害者(普通) 1人につき 27万円	円	円
		障害者(特別) 1人につき 40万円	円	円
	寡婦(夫)控除を受けている場合	一般の場合 27万円 特別の場合 35万円	円	円
	勤労学生控除を受けている場合	一律 27万円	円	円
控除額計 (B)		円	円	
夫婦それぞれの所得額(A-B) ※ A-Bがマイナスになるときは0円とする。		① 円	② 円	
夫婦の合計所得 (730万円未満であれば助成対象)		①+② 円		

(注1) 一律控除以外の控除額は、市町村県民税課税証明書により確認できる場合に限り控除できます。

### <参考>

#### ■源泉徴収票や確定申告書による所得額の試算

市町村県民税課税証明書を入手する前に、源泉徴収票や確定申告書により、所得要件を満たしているかどうかを事前に確認したい場合は、上表の「所得合計額(A)」を以下の金額で計算します。  
 (ただし、市町村県民税課税証明書の記載金額による計算ではないので、あくまでも目安での判定です)

源泉徴収票(給与所得のみの方) … 「給与所得控除後の金額」

確定申告書A… 第一表の「所得金額」の合計金額

確定申告書B… 第一表の「所得金額」の合計金額+第三表の「所得金額」から「株式等の譲渡」を除いた金額